

第1回 設楽ダム建設事業 環境影響評価 技術検討委員会

議事概要

日時：平成 15 年 10 月 23 日（木） 午後 2 時～ 4 時

場所：名古屋通信会館 3 階 桐の間

1. 「豊川水系河川整備計画」(参考資料 - 3) をもとに、事務局からこれまでの経過等も含めて設楽ダムの位置づけと環境影響評価の手続きについて説明した。また、設楽ダムの建設にあたって、環境への配慮が必要と認識しており、委員からの助言を尊重しつつ、方法書、準備書、評価書を策定し、設楽ダムの調査・計画等にも十分反映していくことを示した。主な説明事項は以下のとおり。

河川整備計画の策定を受け、今年度の 4 月から、調査から建設という形で工事事務所に移行した。

用地調査は、昨年度から実施されており、地元の協力を得ながら順調に進められている。

これまで設楽町は、設楽ダムに関して、「調査は調査、建設は建設」という立場であったが、平成 15 年 10 月 20 日に、設楽町長と中部地方整備局長とで「設楽ダム推進に関する協定書」ということで、建設の推進に協力するという立場を鮮明にいただいた。

平成 11 年に環境影響評価法が全面施行されたが、設楽ダムの事業規模は環境影響評価法の対象となる。また、今年、建設に移行したことを受け、今年度から環境影響評価の手続に入り、本日の第 1 回技術検討委員会を迎えた。

2. 委員会の設立に際し、「委員会の設立関連資料」(資料 - 1) を基に、事務局が委員会の位置づけと運営要領及び審議計画の案を提示し、委員会の了承を得た。

委員会の位置づけ

- ・平成 11 年 6 月の環境影響評価法の施行に伴い、当時の建設経済局長より各地方整備局長宛に「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施体制の整備について」という通達が出され、建設省所管事業に係る環境影響評価の適切かつ円滑な実施を図るため、専門家等の技術的助言体制の充実等を内容とする実施体制の整備を定めている。
- ・「専門家等の技術的助言体制の整備」においては、助言体制の整備と助言を求める事項の大きく二つについて定めている。助言体制の整備については、「地方整備局等においては、原則として、個別の環境影響評価ごとに専門家等から構成される技術検討委員会を設置し、必要な技術的助言を求めるものとする」とされている。また、技術的助言を求める事項については、「法に基づく環境影響評価については、以下の手続等に係る事

- 項のうち必要な事項について専門家等の技術的助言を求めるものとする」としている。
- ・ その手続等に係る事項としては、方法書の作成、環境影響評価の項目及び手法の選定、準備書の作成、評価書の作成、評価書の補正の5点を挙げている。
 - ・ 中部地方整備局は、「中部地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領」を設けており、要領の第3条に「技術検討委員会は、対象事業の事業特性及び地域特性に精通した専門家等で構成し、委員長及び委員をもって組織するものとする。」、「委員は、事務所長が委嘱するものとする」と記されている。

運営要領

- ・ 技術検討委員会の運営要領では、第1条が運営に関する事項、第2条が組織に関する事項で、7名の委員をもって構成、委員長は委員の互選によって選出し、委員会を統括統轄する。また、必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。
- ・ 技術検討委員会では、本省の通達を受け、方法書の作成、環境影響評価の項目及び手法の選定、準備書の作成、評価書の作成、評価書の補正のうち必要な事項について技術的な助言を行うものとする。
- ・ 委員の任期は、環境影響評価書の公告の日までとする。
- ・ 事務局は、設楽ダム工事事務所調査設計課とする。
- ・ 要領によらない事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

審議計画（案）

- ・ 運営要領にならい5つの段階で開催時期を示している。ただし、個々の一つ一つについては、内容によっては各段階において複数回で審議していただく場合もある。
- ・ 本委員会で技術的助言をいただく分野としては、水質や動植物、生態系等を想定している。それ以外の部分、例えば大気環境等については、事務局において、既存の知見や関係機関と協議の上、検討を進め、必要に応じて本委員会でも報告する。

3．佐藤委員を委員長に推薦する意見が出され、全委員の合意のもと、佐藤委員を委員長に選出した。

4．議事進行は事務局から委員長へと移行し、委員会の公開について審議した。審議に際しては、事務局から以下の4点を提示し、委員会です承を得る型式をとった。

会議の公開・非公開について

- ・ 委員会資料については原則として公開とする。また、カメラ、ビデオ撮影は冒頭の挨拶の部分のみとする。

資料の取り扱い

- ・ 配付資料は原則として公開するが、貴重種に関するデータ等については、審議の上で公開の是非を決定する。公開資料は中部地方整備局の情報公開室や設楽ダム工事事務所等で閲

覧できるようにする。

議事録の取り扱い

- ・議事録は委員の個人名を記さない。

記者会見について

- ・委員会の終了後、記者会見を行う。記者会見は原則として委員長が対応するが、必要に応じて他の委員についても、ご当人のご都合次第、同席願うことがある。

5 .議事は、議事次第に沿って、資料 - 2 及びパワーポイントを用いて、事務局から説明した。審議の中で委員からでた意見及び事務局の回答は次のとおり。

1) 土捨て場関連

土捨て場供用後に流出土砂による水質への影響が心配されるが、どのような対策を講じるのか。

- ・椶尾の土捨て場は水没し、濁水発生の心配はない(水位変動にもよるが、水没してしまえば、ダム湖内の流速は小さいため、流水により土砂がまき上がり濁水が発生する恐れはない)。江ヶ沢の土捨て場については、水没しないが、ダム周辺整備の一環として土地利用を行うため、裸地はならず土砂流失の心配はない。

裸地にしないから良いのではなく、土捨て場を建設する場所の現在の環境を見ないと、土捨て場として適切な場所なのか判断できない。水没してしまえば直接濁りには影響がないと考えられるが、それ以外のところは、植生等により裸地にならない場合でも、影響を考慮しておく必要がある。

- ・土捨て場の面積は、最大のもので5～6ヘクタールになる予定であるが、この土地については愛知県が育種場として借地利用しており、特に重要な種などは見つかっていない。

(事務局回答)

- ・開発行為のため、ある一定の面積になると場合によっては、沈砂池や調整池等を建設しなければならぬと考えている。(事務局回答)

2) 植物関連

現存植生を図示する場合、環境庁が以前に国勢調査で作成した植生図に従うと、植物の生育状況や植生タイプが分かりやすく、この様式に準じるとよい。

人工林の生態系を分類するときには、林床植生の潜在特性まで調査する必要がある。調査区域には冷温帯域、暖温帯域の双方の種が確認されており、これらの林床植生が潜在的にどの程度存在するかによって典型性が特殊性か判断するべきである。

調査区域の植物の生息環境を知るためには、隣接する周辺地域の町史等と比較しながら、

建設予定地周辺の生息環境が奥三河地域全体からみてどのような位置付けなのか再考すべきである。

固有種については、その種が地域特有の種であるか、周辺地域の状況も含めて検討すべきである。

3) 生態系関連

種のリストアップのみに終始しており、周辺地域との比較やこの地域内の生態系の記載も不十分である。

生態系について論じる場合、植物と動物とで分けるのではなく総合的に考えるべきである。また、種と種の関係を示すべきである。さらに、物理的な環境とその種の生息場所としての環境との関連性を把握しなければならない。同じ種でも、異なる環境に生息している場合は、生態学上異なる扱いになることもある。

直接ダムの影響を受けない区域まで、調査を行う理由は何かはっきりさせる必要がある。

豊川水系は、下流域から暖帯系の種が流入しているが、調査においてはこの点にも留意すべきである。

生態系の区分は一般的に“陸域、水域、河川域”ではなく、“陸域、水域”という言い方をする。河川域という表現は、陸域との関係が分からない。“河川域”というのではなく他に適切な表現を考えるべきである。それぞれ別々に検討しても最終的には全体の生態系が把握できるような分け方にすべきである。

・ここではあくまでも説明の便宜上、このような表現をしている。先生方の助言をいただきながらとりまとめていく。(事務局回答)

生態系は区分できないものであるといわれるが、あるところでは区分しなければ議論できない。それぞれの専門分野の視点から検討し、それを生態系として総合評価することは困難である。方法書作成の段階では様々な指摘を受けると考えられる。委員会で議論を行うのみならず、一般に周知徹底していただくだけの説得力のあるものを作らなければならない。

4) 魚類関連

ダム工事中あるいは供用後の河床低下や土砂供給量減少など下流部への影響(アーマ化)についてどのように対処するのか。

・河川形態への影響を魚類生息環境の観点から議論することは、今回の方法書が初めてであるが、今後、準備書、評価書の作成に向けて魚類生息環境の検討も進めていかなければならない。(事務局回答)

5) 社会的状況

上流域の浄化槽を下水道に切り替えたときの影響は無視できない。負荷の排出先が変化することによる影響を考えるためには、浄化槽の設置状況やし尿処理場の状況等も把握するべきである。

・浄化槽やし尿処理場についても方法書において現況として記載する。(事務局回答)

6 . 第2回委員会では、第1回の議論、助言をもとに、方法書の初めの部分である調査・予測及び評価の手法について、新たな資料を作成し説明する。その上で全体について議論を方法書(素案)を見ながら検討する。

以上